



REAL LOGISTICS

Being Group

BEING HOLDINGS Co.,Ltd.

第 36 期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2022年3月30日（水曜日）午前10時
受付開始 午前9時30分

開催場所

石川県金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター
本館 3階第5研修室

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款の一部変更の件
第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

第36期定時株主総会招集ご通知……………	1
株主総会参考書類……………	5
（提供書面）	
事業報告……………	10
連結計算書類……………	29
計算書類……………	39
監査報告……………	48

株式会社ビーイングホールディングス

証券コード：9145

証券コード 9145
2022年3月15日

株 主 各 位

石川県金沢市専光寺町レ3番地18
株式会社ビーイングホールディングス
代表取締役社長 喜 多 甚 一

第36期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第36期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染リスクが続く中での株主の皆様の安全・安心に鑑み、本年の定時株主総会におきましては当日のご来場は極力控えていただきたく、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使につきましては、書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）により行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、後述のご案内に従って2022年3月29日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|-----------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 2022年3月30日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分） |
| 2. 場 | 所 | 石川県金沢市鞍月2丁目1番地
石川県地場産業振興センター 本館 3階第5研修室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | | 1. 第36期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第36期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第1号議案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | | 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://being-group.jp>）に掲載させていただきます。

## 第36期定時株主総会における 新型コロナウイルス感染防止への対応について

当社第36期定時株主総会における、新型コロナウイルス感染防止に向けた対応について、下記のとおりご案内いたしますと共に、株主の皆様のご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 株主様へのお願い

- ・本総会へのご来場をご検討いただいている株主様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大の状況に十分ご留意いただき、健康状態によらず、ご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。特にご高齢の株主様、基礎疾患がおありの株主様、妊娠中の株主様におかれましては、慎重にご判断くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会における議決権行使は、当日のご出席によらず、**書面（議決権行使書）または電磁的方法（インターネット）による事前行使も可能となっております**ので、そちらのご活用もご検討をお願い申し上げます。

**行使期限：2022年3月29日（火曜日） 午後5時15分行使分まで**

- ・当日ご出席される場合は、体調にご留意いただき、ご無理をされないようお願い申し上げます。また、ご来場される際はマスク着用など感染予防にご配慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・当日、株主総会会場の受付におきまして、**体調確認、非接触型体温計による検温を実施**させていただきますので、ご協力をお願い申し上げます。
- ・発熱、異常な症状が確認されました株主様、その他健康状態が確認できない株主様におかれましては、入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。

#### 2. 当社の対応

- ・会場の座席は間隔を確保して準備しております。
- ・株主総会の受付付近に株主様用の消毒液を設置いたします。
- ・株主総会の運営スタッフはマスク着用によりご対応させていただきます。
- ・会場内において体調がすぐれないようにお見受けした方には、お声をかけさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ・今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://being-group.jp>) においてお知らせいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。  
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。  
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

日 時

2022年 3月30日 (水曜日)  
午前10時 (受付開始: 午前9時30分)



### 書面 (郵送) で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送下さい。

行使期限

2022年 3月29日 (火曜日)  
午後5時15分到着分まで



### インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力下さい。

行使期限

2022年 3月29日 (火曜日)  
午後5時15分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月×日

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

スマートフォン用  
議決権行使  
ウェブサイト  
ログインQRコード

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入下さい。

第1・2・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面 (郵送) 及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

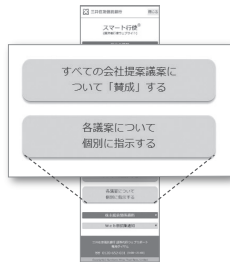
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

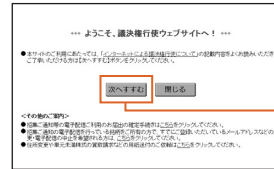
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

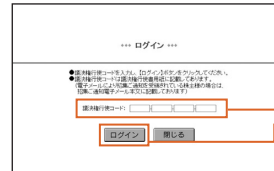
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」をクリック

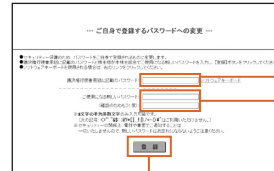
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定して下さい

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00~21:00)

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第36期の期末配当をいたしたいと存じます。

#### <期末配当に関する事項>

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金23.00円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は133,054,379円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分に変更箇所を示しております。）

| 現 行 定 款                                                                                                                                   | 変 更 案 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>                                                                                                        | （削 除） |
| 第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、 <u>計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> |       |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新 設)   | <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>                                                                                                                                                                                      |
| (新 設)   | <p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条</u> <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の規定新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3</u> <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2019年3月29日開催の第33期定時株主総会において、年額600百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、非金銭報酬額は年額10百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に對して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額120百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。ただし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものといたします。なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年28,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して報酬委員会の諮問を経て決定されており、相当であると考えております。

## 【本割当契約の内容の概要】

### (1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

### (5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

## 事業報告

(2021年1月1日から  
2021年12月31日まで)

### 1. 当社グループの現況に関する事項

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における経済状況としては、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大による低迷から、ワクチン接種の促進等により影響が徐々に緩和され、2021年9月の緊急事態宣言解除以降、段階的に経済活動が再開し持ち直しの動きも見られました。しかしながら、12月以降新たな変異株の拡大により、依然として景気の先行きは不透明な状況が続いております。

物流業界においては、外出自粛等の影響から家庭内消費が高まり、食料品の取扱量が好調に推移している一方で、外食産業やコンビニエンスストア等においては、時短営業や在宅ワーク等の影響から取扱量が減少傾向となっております。また、ECサイトの利用増加によって、宅配やデリバリーといった小ロット多頻度配送が増加の一途を辿っております。

このような社会情勢の下、当社グループは「生活物資に特化した物流への経営資源の集中投資」「関東から全国への展開を見据えた物流基盤の構築」「将来を見据えAI・ITを導入した物流システムの構築」の3つを成長戦略とした中期経営計画を推進しております。

事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

物流事業セグメントにおきましては、昨年度稼働した拠点が通年稼働したことや既存業務の拡大を進めたことによって、堅調に推移しております。また、配送効率向上を図るために「成田TC」を開設、南東北TCを3拠点「北上TC」、「郡山TC」、「仙台TC」に分割・開設、新規業務受託に伴い「新潟日配センター」、「長岡日配センター」、「富山低温センター」、「成田低温センター」の4拠点を開設、機能拡張のため「郡山TC」を移転しております。さらに、福井地区での業務拡大に対応するため既存の物流拠点を統合する自社センター「福井SCMセンター」を竣工・開設しております。

この結果、物流セグメントの営業収益は19,482百万円(前連結会計年度比9.1%増)となりました。

その他セグメントにおきましては、不動産業、システム開発業、保険代理業、自動車整備業、燃料販売業においては、堅調に推移しております。旅客事業においては、昨年度から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、減少した状態が続いており、引き続き厳しい年となりました。

この結果、その他セグメントの営業収益は547百万円(前連結会計年度比1.7%増)となりました。

#### 事業セグメント別営業収益

| 区 分     | 第 35 期<br>(2020年12月期)<br>(前連結会計年度) |              | 第 36 期<br>(2021年12月期)<br>(当連結会計年度) |              | 前連結会計年度比     |              |
|---------|------------------------------------|--------------|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|
|         | 金 額<br>(百万円)                       | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(百万円)                       | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(百万円) | 増 減 率<br>(%) |
| 物 流 事 業 | 17,851                             | 97.1         | 19,482                             | 97.3         | 1,630        | 9.1          |
| そ の 他   | 538                                | 2.9          | 547                                | 2.7          | 9            | 1.7          |
| 合 計     | 18,390                             | 100.0        | 20,029                             | 100.0        | 1,639        | 8.9          |

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、営業収益20,029百万円（前連結会計年度比8.9%増）、営業利益1,117百万円（前連結会計年度比48.0%増）、経常利益1,207百万円（前連結会計年度比51.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益851百万円（前連結会計年度比80.8%増）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当社グループでは、当連結会計年度において1,447百万円の設備投資を実施いたしました。

主として物流事業において生じたものであり、その主なものは、福井SCMセンター建設1,110百万円、車両（リース資産含む）287百万円であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの設備資金及び運転資金として、金融機関より長期借入金1,312百万円の調達を行いました。

#### ④ 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、経営効率のさらなる向上が求められることとなります。

当社グループの取り組むべき重点課題といたしましては、以下の項目となります。

## イ 成長率の確保

３ＰＬ業界は成長市場であり、その中で当社の価値を市場に示していくための計画的な取り組みを社内に定着させる仕組みとして、顧客満足度、営業収益、利益、営業生産性を高め、顧客の要望、商談内容、クレームを組織的に管理し、グループ全体の知恵を結集して迅速な対応や管理体制を確立し、物流品質の向上を図ります。そのうえで、関東から全国への展開を見据えた物流基盤の構築、新規獲得及び既存顧客内での当社シェアアップによる成長性の確保を図ってまいります。

## ロ 収益率の向上

当社が推進する運ばない物流による全体最適化及びＪｏｂｓ（当社グループ各ITシステムの総称）のデータを活用した各作業工程の見直しによる生産性の向上及び労務費の改善、配送コースの見直しによる効率化及び燃料費の改善等、賃金上昇、燃料単価高騰に対応した原価コントロールにより、収益率を向上してまいります。

## ハ 技術革新への対応

ＡＩ、ＩｏＴ、自動運転等、物流業界を取り巻く環境は、ドラスティックな変換期を迎えており、時代を見据えた明確な成長戦略と先行投資が必要になると考えております。そのため、新しい技術を積極的に導入してロジスティクスの新しい価値を創造してまいります。

また、小ロット多頻度化する物流に対応していくためには、在庫管理を全体最適化することが不可欠であると考えております。各エリアで消費される物資のデータを蓄積し、分析に基づいた消費データによる「在庫モデル」をもとに、詳細に予測された地域在庫を管理する体制を構築することにより、小ロットの輸送コストの削減及び分散された労働力の集約を図ることが可能と考えており、実現化に向けてしくみを構築してまいります。

## ニ 人財の育成

将来の人財確保のために、多様化する従業員のやりがいに応える仕組みや制度を導入するとともに、当社グループの強みである現場力や物流品質の向上、及び生産性の向上にプラスに働くしくみを構築してまいります。2021年度には人財育成の強化を目的として人財開発課を新設し、ＷＥＢによる研修、ｅラーニングによる教育を実施しております。

## ホ 持続可能な社会の実現

当社グループでは、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）に対して積極的に取り組んでおります。その中でも環境問題への取り組みとしてトラックの温室効果ガス（GHG：Greenhouse

Gas) 排出削減は重要課題と認識しております。GHG排出削減の取り組みとして、配送コースの効率化・合理化、バース (注) 予約システムによる待機時間の削減等により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを推進してまいります。

(注) バースとは、物流センター等で荷物の積み降ろしのためにトラックを停車する場所のことを言います。

## (2) 財産及び損益の状況

### ①当社グループの財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第33期<br>(2018年12月期) | 第34期<br>(2019年12月期) | 第35期<br>(2020年12月期) | 第36期<br>(当連結会計年度)<br>(2021年12月期) |
|--------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 営 業 収 益(百万円)             | —                   | —                   | 18,390              | 20,029                           |
| 経 常 利 益(百万円)             | —                   | —                   | 795                 | 1,207                            |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(百万円) | —                   | —                   | 470                 | 851                              |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | —                   | —                   | 103.04              | 149.31                           |
| 純 資 産(百万円)               | —                   | —                   | 3,512               | 4,300                            |
| 総 資 産(百万円)               | —                   | —                   | 13,601              | 14,088                           |
| 1株当たり純資産 (円)             | —                   | —                   | 595.02              | 717.29                           |

- (注) 1. 当社は第35期より連結計算書類を作成しておりますので、第33期及び第34期の状況は記載しておりません。
2. 上記営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 1株当たり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は期末株式数により算出しております。

## ②当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第33期<br>(2018年12月期) | 第34期<br>(2019年12月期) | 第35期<br>(2020年12月期) | 第36期<br>(当事業年度)<br>(2021年12月期) |
|----------------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 営 業 収 益(百万円)   | 1,297               | 1,402               | 1,490               | 1,561                          |
| 経 常 利 益(百万円)   | 283                 | 291                 | 417                 | 349                            |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 128                 | 240                 | 357                 | 303                            |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 30.04               | 53.94               | 78.18               | 53.27                          |
| 純 資 産(百万円)     | 451                 | 672                 | 2,063               | 2,292                          |
| 総 資 産(百万円)     | 6,565               | 6,747               | 8,051               | 7,811                          |
| 1株当たり純資産 (円)   | 102.95              | 148.95              | 363.62              | 396.31                         |

- (注) 1. 上記営業収益には、消費税等は含まれておりません。  
2. 1株あたり当期純利益は期中平均株式数により、また、1株当たり純資産は期末株式数により算出しております。  
3. 当社は、2019年7月12日付で普通株式1株につき2,500株の割合で株式分割を行っており、第33期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名             | 資 本 金<br>(百万円) | 議決権比率<br>(%) | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-------------------|----------------|--------------|---------------|
| 株 式 会 社 ア ク テ ィ ー | 80             | 100          | 物流事業          |
| 株 式 会 社 コ ラ ビ ス   | 80             | 100          | 物流事業          |
| 株式会社東京アクティ        | 80             | 100          | 物流事業          |
| 株式会社福井アクティ        | 30             | 100          | 物流事業          |
| 株 式 会 社 A 2 ロ ジ   | 5              | 51           | 物流事業          |

(注) 当事業年度末現在において、特定完全子会社はございません。

(4) 当社グループの主要な事業内容 (2021年12月31日現在)

| 事業区分  | 事業内容                                 |
|-------|--------------------------------------|
| 物流事業  | 物流センターの運営（構内業務・配送業務）及びコンサルティング業務等    |
| その他事業 | 旅客業、不動産業、システム開発業、保険代理業、自動車整備業、燃料販売業等 |

(5) 当社グループの主要な営業所及び事業所 (2021年12月31日現在)

① 当社

|      |         |
|------|---------|
| 本社   | 石川県金沢市  |
| 東京本社 | 東京都千代田区 |

② 子会社

| 事業別   | 会社名           | 所在地     |
|-------|---------------|---------|
| 物流事業  | 株式会社アクティー     | 石川県金沢市  |
| 物流事業  | 株式会社福井アクティー   | 石川県金沢市  |
| 物流事業  | 株式会社コラビス      | 石川県金沢市  |
| 物流事業  | 株式会社東京アクティー   | 東京都千代田区 |
| 物流事業  | 株式会社横浜LSP     | 東京都千代田区 |
| 物流事業  | 株式会社A2ロジ      | 石川県金沢市  |
| その他事業 | 株式会社オリエンタル    | 石川県金沢市  |
| その他事業 | 株式会社Gap-pa    | 石川県金沢市  |
| その他事業 | 株式会社田川自動車     | 石川県金沢市  |
| その他事業 | 株式会社ベプロ       | 石川県金沢市  |
| その他事業 | 北陸物流効率化事業協同組合 | 石川県金沢市  |

## (6) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

### ① 当社グループの従業員の状況

| 事業区分   | 従業員数       | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|------------|-------------|
| 物流事業   | 788（1078）名 | 22名増（90名増）  |
| その他事業  | 65（6）名     | 7名減（1名増）    |
| 全社（共通） | 48（0）名     | 12名増（－）     |
| 合計     | 901（1084）名 | 27名増（91名増）  |

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 48名  | 12名増      | 45.0歳 | 9.3年   |

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）を記載しております。

## (7) 当社グループの主要な借入先の状況（2021年12月31日現在）

| 借入先          | 借入額（百万円） |
|--------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 1,288    |
| 株式会社北陸銀行     | 880      |
| 株式会社北國銀行     | 679      |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 632      |

## (8) その他当社グループの現況に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2021年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 16,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,785,000株
- ③ 株主数 2,524名
- ④ 大株主

| 株 主 名                   | 持 株 数<br>( 千 株 ) | 持 株 比 率<br>( % ) |
|-------------------------|------------------|------------------|
| 株 式 会 社 喜 多 商 店         | 2,835            | 49.00            |
| 喜 多 甚 一                 | 552              | 9.55             |
| a u カ ブ コ ム 証 券 株 式 会 社 | 182              | 3.16             |
| 喜 多 和 行                 | 124              | 2.15             |
| 高 桑 和 浩                 | 88               | 1.52             |
| 野 村 證 券 株 式 会 社         | 72               | 1.25             |
| J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社 | 68               | 1.18             |
| モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社   | 59               | 1.03             |
| 松 木 正 康                 | 59               | 1.01             |
| 早 川 武 志                 | 48               | 0.83             |

(注) 1. 持株比率は自己株式(27株)を控除して計算しており、小数点以下第3位を切り捨てて記載しております。

2. 当該自己株式にはビーインググループ従業員持株会が所有する当社株式は含まれておりません。

3. 持株数は千株未満を切り捨てて記載しております。

4. ストック・オプションの行使により、発行済株式の総数は110,000株増加しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はございません。

## (2) 新株予約権等の状況

①当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                                                |                     | 第 1 回 新 株 予 約 権                             | 第 2 回 新 株 予 約 権                            |
|------------------------------------------------|---------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 発 行 決 議 日                                      |                     | 2016年12月27日                                 | 2019年 5 月15日                               |
| 新 株 予 約 権 の 数                                  |                     | 100個                                        | 40個                                        |
| 新 株 予 約 権 の 目 的 と な る<br>株 式 の 種 類 と 数         |                     | 普通株式 250,000株<br>(新株予約権 1 個につき 2,500株)      | 普通株式 100,000株<br>(新株予約権 1 個につき 2,500株)     |
| 新 株 予 約 権 の 払 込 金 額                            |                     | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                         | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て<br>出 資 さ れ る 財 産 の 価 額 |                     | 新株予約権 1 個当たり 458,421円<br>(1 株当たり 184円)      | 新株予約権 1 個当たり 1,684,411円<br>(1 株当たり 674円)   |
| 権 利 行 使 期 間                                    |                     | 2018年12月28日から<br>2026年12月27日まで              | 2021年 5 月16日から<br>2029年 3 月29日まで           |
| 行 使 の 条 件                                      |                     | なし                                          | (注) 2、3                                    |
| 役 員 の<br>保 有 状 況                               | 取 締 役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 75個<br>目的となる株式数 187,500株<br>保有者数 1名 | 新株予約権の数 15個<br>目的となる株式数 37,500株<br>保有者数 3名 |
|                                                | 社 外 取 締 役           | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名        | 新株予約権の数 6個<br>目的となる株式数 15,000株<br>保有者数 2名  |
|                                                | 監 査 役               | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名        | 新株予約権の数 0個<br>目的となる株式数 0株<br>保有者数 0名       |

(注) 1. 2019年7月12日付で行った1株を2,500株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

2. 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社子会社の取締役または使用人の地位にあることを要する。ただし、当社または当社子会社の取締役を任期満了により退任した場合、定年退職した場合等正当な理由があり当社取締役会において認められた場合はこの限りではない。

3. 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
特記すべき事項はございません。

③その他新株予約権等に関する重要な事項  
特記すべき事項はございません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名       | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                        |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 喜 多 甚 一   | グループCEO                                                                                                        |
| 取 締 役 副 社 長   | 喜 多 和 行   | 営業部管掌<br>株式会社A2ロジ 代表取締役社長                                                                                      |
| 専 務 取 締 役     | 高 桑 和 浩   | 事業開発部・業務部管掌<br>株式会社Gappa 代表取締役社長                                                                               |
| 常 務 取 締 役     | 松 木 正 康   | 総務部・経営管理部・広報部管掌                                                                                                |
| 取 締 役         | 川 本 剛 生   | 川本行政書士事務所 所長<br>有限会社フェイス 代表取締役<br>株式会社モーターランド 取締役<br>株式会社ミライト 取締役<br>石川県行政書士会封印管理委員会 委員長                       |
| 取 締 役         | 長 谷 川 博 和 | 早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授<br>グローバルベンチャーキャピタル運用株式会社 代表取締役社長<br>株式会社エアウィーヴ 社外監査役<br>メドケア株式会社 社外取締役<br>インクグロウ株式会社 社外取締役 |
| 常 勤 監 査 役     | 山 下 勇     |                                                                                                                |
| 常 勤 監 査 役     | 山 本 克 也   |                                                                                                                |
| 監 査 役         | 柳 谷 内 健 一 | 柳谷内税理士事務所 所長<br>北陸税理士会金沢支部 副支部長<br>株式会社ウイルコホールディングス<br>取締役監査等委員（社外取締役）                                         |

- (注) 1. 取締役川本剛生氏及び長谷川博和氏は社外取締役であります。
2. 監査役山本克也氏及び柳谷内健一氏は社外監査役であります。
3. 監査役柳谷内健一氏は税理士としての豊富な知識及び経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、社外取締役川本剛生氏及び長谷川博和氏、社外監査役山本克也氏及び柳谷内健一氏の4名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。

## ③ 補償契約の内容の概要等

当社は、取締役喜多甚一氏、喜多和行氏、高桑和浩氏、松木正康氏、川本剛生氏及び長谷川博和氏、監査役山下勇氏、山本克也氏及び柳谷内健一氏との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、悪意又は重過失が認められた場合には補償の対象としないこととしております。

## ④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしており、保険料は全額当社が負担しております。なお、故意又は重過失に起因する損害賠償請求は当該保険契約により補填されないこととしております。当該保険契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

⑤ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |             |            | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-----------------|------------------|-------------|------------|-----------------------|
|                  |                 | 基本報酬             | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 197<br>(9)      | 195<br>(9)       | —           | 1          | 6<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 24<br>(12)      | 24<br>(12)       | —           | —          | 3<br>(2)              |

(注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 非金銭報酬として取締役1名に対して借上社宅を提供しております。

ロ. 役員等の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2020年4月13日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等に係る決定方法について、任意の報酬委員会において決定されるものと決議し、世間水準及び会社業績や、従業員給与とのバランスを考慮して決定することとしております。

取締役の報酬等の額・・・株主総会で決定した報酬総額の限度内で取締役会から委任された報酬委員会において決定

監査役の報酬等の額・・・株主総会で決定した報酬総額の限度内で監査役の協議により決定

当事業年度における個人別の報酬等は、2021年3月27日開催の報酬委員会、監査役については2021年4月5日の監査役会における監査役の協議によりそれぞれ決定しております。また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬の内容の決定方法及び決定された報酬の内容が当該決定方針と整合していることや、任意の報酬委員会の決議が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 役員等の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役会及び監査役会の報酬などの総額については、2019年3月29日開催の第33期定時株主総会において、取締役の報酬等の総額を年額600百万円以内（決議時点の取締役の員数は7名。但し、使用人兼務の使用人分給与は含まない）、監査役の報酬等の総額を年額60百万円以内（決議時点の監査役の員数は3名）と決議しております。また、同株主総会において、非金銭報酬として、社外取締役を除く取締役に対して社宅を提供し、当社が社宅

として借り上げる賃料と、取締役より徴収する賃料の差額の合計を年額10百万円以内とすることが決議されております。

## 二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役会から委任を受けた任意の報酬委員会において、取締役の個人別の報酬等の決定を委任しております。任意の報酬委員会は、委員長として代表取締役社長 喜多甚一（グループCEO）、委員として社外取締役 川本剛生及び社外取締役 長谷川博和により構成されております。決定権限を委任した理由は、委員の過半数を社外取締役で占める任意の報酬委員会に委任することで、取締役の評価に関して公正性・透明性・客観性を担保するためであります。

## ホ. 非金銭報酬の内容

社外取締役を除く取締役に対し、業務上やむを得ない場合に限り社宅を提供し、所定の使用料を徴収したうえで、借上社宅を提供することとしております。提供する借上社宅は一般標準的なものとし、社宅として借り上げる賃料と、取締役より徴収する賃料の差額の合計は年額10百万円以内としております。具体的な内容は上記イに記載のとおりであります。

## ⑥ 社外役員に関する事項

### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外役員各氏が兼職している他の法人等と当社との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

|               | 出席状況及び発言状況並びに<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 川 本 剛 生   | <p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>主に行政書士及び会社経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に事業法について専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしていただいております。</p>             |
| 取締役 長 谷 川 博 和 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回全てに出席いたしました。</p> <p>主に大学院教授及び会社経営者の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営管理及びコンプライアンスについて専門的な立場から監督、助言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会すべてに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を果たしていただいております。</p> |
| 監査役 山 本 克 也   | <p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回全てに出席し、常勤監査役としての見地から適宜発言を行っております。</p>                                                                                                                                                                                                     |
| 監査役 柳 谷 内 健 一 | <p>当事業年度に開催された取締役会14回、監査役会14回全てに出席し、主に税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。</p>                                                                                                                                                                                                  |

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額<br>( 百 万 円 ) |
|-------------------------------------|--------------------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 30                 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 30                 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に準じた監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査実施計画について、その監査範囲・活動内容が合理的に設定されていること、また、監査品質の維持、監査の効率化にも配慮しながら、適切かつ十分な監査日数と監査要員を確保していることを確認するとともに、取締役等から、監査報酬の決定方針及び監査日数と報酬単価の精査を通じて報酬見積額の算定根拠等について説明を受け、過去の報酬実績も踏まえ、その適正性・相当性を検証した結果、本年度の会計監査人に対する報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の独立性及び審査体制その他の職務の実施に関する体制を特に考慮し、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の決議内容を決定します。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

会社法第423条第1項の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度額としています。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として、取締役会において以下の「内部統制システムの基本方針」について決議し、当社の内部統制が適切に機能する体制を整備しております。当社の内部統制決議の内容及び当期における各項目の運用状況は以下のとおりであります。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議の内容

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - i 当社取締役会は、法令、定款、株主総会決議並びに取締役会決議等に従い、経営に関する重要な事項を決定する。
  - ii 当社は、当社グループの役員及び従業員が健全に職務を遂行するために「リスク・コンプライアンス委員会」の設置及び「リスク・コンプライアンス規程」を制定し周知・徹底する。
  - iii 当社は、法令違反その他法令上疑義のある行為等を早期に発見し、適切に対応するため、通報者に不利益が及ばない「内部通報制度規程」を制定し、通報窓口を社内及び社外に設置し、当社グループの役員及び従業員等を対象として運用する。
  - iv 当社は、社長直轄の内部監査室を設置し、当社グループ全体の業務遂行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施する。また、定期的に代表取締役社長及び監査役会にその結果を報告する。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
当社は、取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これらを閲覧できる体制を構築する。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - i 経営上の重要な事項は、審議基準に基づいて取締役会その他会議体により、リスクを審議・評価したうえで意思決定を行う。
  - ii 当社グループは、有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - i 当社は、取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、毎月、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定並びに当社グループの業務執行の監督を行う。
  - ii 定例の取締役会は月1回実施し、常に監査役が出席して業務の適正及び効率性について監査する。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、適時適切な業務執行を確保する。

- e. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
  - i 当社グループに属する会社間の取引は、法令、会計原則及びその他の社会規範に照らし、適正に行う。
  - ii 内部監査室は、当社グループを定期的に監査し、法令等や各種社内規程の周知・徹底及び適正な業務活動が行われているか監査する。また、監査内容に関しては定期的に報告書を作成し、監査報告及び是正状況を社長に報告する。
  - iii 当社の監査役は、当社グループの業務全般の適正を確保するため、年度計画に基づき監査する。
  - iv 関係会社管理規程に基づきリスク管理状況に係る報告を求めるとともに必要に応じて助言等を行う。
  - v 子会社の取締役及び監査役（以下、「役員等」という。）の構成について、当社の取締役及び使用者から複数名が就任し、業務執行状況を管理・監督する。
  - vi リスク・コンプライアンス規程に基づき、子会社毎にコンプライアンス責任者を設置する。
  - vii 当社は、必要に応じて子会社の社長等を取締役会に出席させ、内部監査や内部通報等で判明した問題についての説明・報告を求め、是正の指示をし、その結果の報告を求める。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - i 監査役は、取締役会と協議のうえ、使用人の中から監査業務の補助者を選任することができる。
  - ii 監査役を補助すべき使用人は、取締役会の指揮命令を受けない。また、監査役はいつでも補助者の変更を請求することができ、取締役は、正当な理由がない限り、その請求を拒否できない。
  - iii 取締役は、補助者となっている使用人の人事異動・処遇について、監査役の意見を聴取し、尊重する。
- g. 取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - i 当社グループの取締役及び使用人は、業務又は財務の状況に重大な影響を及ぼすおそれのある事項を発見したときは、その内容について直ちに監査役に報告しなければならない。上記事項には、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。

- ii 当社グループの取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて必要な情報を提出し、事業や業務の状況を報告するほか、稟議書その他の重要書類を監査役に回覧する。
- iii 取締役は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- iv 監査役は、いつでも内部監査に関する資料の閲覧を請求することができる。また、必要に応じて、内部監査業務に同行することができ、その報告書等の閲覧を請求することができる。この場合、内部監査室は同行・報告を拒むことができない。
- h. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理にかかる方針に関する事項  
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎事業年度、一定額の予算を設ける。また、監査役がその職務の執行について費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかにこれを処理する。
- i. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - i 監査役は、必要に応じて、取締役会その他重要な会議に出席することができる。また、代表取締役社長と監査役との定期的な会議を開催し、意見や情報の交換を行える体制を整備する。
  - ii 監査役は、監査法人及び内部監査室と適宜意見交換並びに情報交換を行うとともに、適切な距離を維持したうえで連携を保ち、調査及び報告を求めることができる。
  - iii 監査役は、当社の費用負担において、必要に応じて弁護士等の外部専門家から助言等を受けることができる。
- j. 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - i 当社グループは、常に適切な会計処理の原則を選択し、規程として定め、当社グループ全役職員に徹底し、この原則に基づいて会計処理を実施する。
  - ii 不正や故意はもとより、不注意や会計基準の不理解などによって発生する虚偽記載は当社グループの財務報告の信頼性を損ない、当社グループに対する信頼を著しく失墜させることになること、並びに万一、そのような事態が発生した場合には、厳正な処分を行うことを当社グループの全役職員に周知徹底する。
- k. 反社会的勢力の排除に向けた体制  
当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を役員等及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関などからの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 当社の取締役は重要な子会社の取締役を兼任し、当該子会社の重要な会議に出席することにより法令等の適合性及び業務の適正性等を把握するとともに、その状況を当社の取締役会にて報告を行いました。
- ② 当社の監査役は、当社の取締役及び内部監査室との情報交換など相互に連携を図り、当社の取締役の業務の執行状況等の監査・監督を行いました。
- ③ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び重要な子会社の内部監査を行うとともに、当社の取締役及び常勤監査役等に報告を行いました。

## 連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目               | 金 額    | 科 目               | 金 額    |
|-------------------|--------|-------------------|--------|
| (資 産 の 部)         |        | (負 債 の 部)         |        |
| 流 動 資 産           | 6,617  | 流 動 負 債           | 5,111  |
| 現 金 及 び 預 金       | 3,938  | 営 業 未 払 金         | 1,805  |
| 営 業 未 収 入 金       | 2,428  | 1年内償還予定の社債        | 7      |
| そ の 他             | 263    | 1年内返済予定の長期借入金     | 1,427  |
| 貸 倒 引 当 金         | △13    | リ ー ス 債 務         | 318    |
| 固 定 資 産           | 7,471  | 未 払 費 用           | 810    |
| 有 形 固 定 資 産       | 6,974  | 未 払 法 人 税 等       | 187    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 3,776  | そ の 他             | 554    |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 267    | 固 定 負 債           | 4,676  |
| 土 地               | 2,139  | 長 期 借 入 金         | 3,854  |
| リ ー ス 資 産         | 774    | リ ー ス 債 務         | 593    |
| そ の 他             | 18     | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 63     |
| 無 形 固 定 資 産       | 47     | そ の 他             | 165    |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 448    | 負 債 合 計           | 9,787  |
|                   |        | (純 資 産 の 部)       |        |
|                   |        | 株 主 資 本           | 4,119  |
|                   |        | 資 本 金             | 661    |
|                   |        | 資 本 剰 余 金         | 613    |
|                   |        | 利 益 剰 余 金         | 2,844  |
|                   |        | 自 己 株 式           | △0     |
|                   |        | その他の包括利益累計額       | 29     |
|                   |        | その他有価証券評価差額金      | 29     |
|                   |        | 非 支 配 株 主 持 分     | 151    |
|                   |        | 純 資 産 合 計         | 4,300  |
| 資 産 合 計           | 14,088 | 負 債 純 資 産 合 計     | 14,088 |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

( 2021年 1 月 1 日から  
2021年12月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目 |   |   |   | 金 額 |        |
|-----|---|---|---|-----|--------|
| 営業  | 業 | 収 | 益 |     | 20,029 |
| 営   | 業 | 原 | 価 |     | 17,771 |
| 営   | 業 | 総 | 利 |     | 2,258  |
| 販   | 費 | 及 | 一 |     | 1,140  |
| 営   | 業 | 般 | 管 |     | 1,117  |
| 営   | 業 | 利 | 理 |     |        |
|     | 業 | 外 | 収 |     |        |
|     | 受 | 取 | 息 | 及   | び      |
|     | 受 | 取 | 保 | 配   | 当      |
|     | 助 | 成 | 金 | 險   | 金      |
|     | そ |   | の | 収   | 入      |
|     |   |   |   | 他   | 他      |
| 営   | 業 | 外 | 費 |     |        |
| 支   |   | 払 | 利 |     |        |
| そ   |   | の | 息 |     |        |
|     |   |   | 他 |     |        |
| 経   | 常 | 利 | 益 |     |        |
| 特   | 別 | 利 | 益 |     |        |
|     | 固 | 定 | 資 | 産   | 売      |
|     | 金 | 等 | 調 | 整   | 却      |
| 税   | 金 | 等 | 調 | 整   | 益      |
| 法   | 人 | 税 | 、 | 住   | 民      |
| 法   | 人 | 税 | 等 | 調   | 整      |
| 当   | 期 | 純 | 利 | 益   |        |
| 非   | 支 | 配 | 株 | 主   | に      |
| 親   | 会 | 社 | 株 | 主   | に      |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2021年 1 月 1 日から )  
( 2021年12月31日まで )

(単位：百万円)

|                            | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|----------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                            | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                  | 639     | 592       | 2,106     | －       | 3,338       |
| 当 期 変 動 額                  |         |           |           |         |             |
| 新 株 の 発 行                  | 21      | 21        |           |         | 43          |
| 剰 余 金 の 配 当                |         |           | △113      |         | △113        |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益    |         |           | 851       |         | 851         |
| 自 己 株 式 の 取 得              |         |           |           | △0      | △0          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>( 純 額 ) |         |           |           |         |             |
| 当 期 変 動 額 合 計              | 21      | 21        | 738       | △0      | 781         |
| 当 期 末 残 高                  | 661     | 613       | 2,844     | △0      | 4,119       |

|                            | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額      |                      |                      | 非 支 配 株 主 分 | 純 資 産 合 計 |
|----------------------------|----------------------------|----------------------|----------------------|-------------|-----------|
|                            | そ の 他 有 価 証 金<br>の 評 価 差 額 | そ の 他 利 益<br>の 包 括 額 | そ の 他 利 益<br>の 累 計 額 |             |           |
| 当 期 首 残 高                  | 38                         |                      | 38                   | 135         | 3,512     |
| 当 期 変 動 額                  |                            |                      |                      |             |           |
| 新 株 の 発 行                  |                            |                      |                      |             | 43        |
| 剰 余 金 の 配 当                |                            |                      |                      |             | △113      |
| 親会社株主に帰属する<br>当 期 純 利 益    |                            |                      |                      |             | 851       |
| 自 己 株 式 の 取 得              |                            |                      |                      |             | △0        |
| 株主資本以外の項目の当期変動額<br>( 純 額 ) | △8                         |                      | △8                   | 15          | 6         |
| 当 期 変 動 額 合 計              | △8                         |                      | △8                   | 15          | 788       |
| 当 期 末 残 高                  | 29                         |                      | 29                   | 151         | 4,300     |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 11社
- ・主要な連結子会社の名称 株式会社アクティー  
株式会社福井アクティー  
株式会社コラビス  
株式会社A 2 ロジ  
株式会社東京アクティー

##### ② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、株式会社A 2 ロジの決算日は12月20日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を作成し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### ロ. デリバティブ

- 時価法 ただし、金利スワップについて特例処理の要件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法(ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法)によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10～38年

機械装置及び運搬具 5～17年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

④ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

ハ. ヘッジ方針

金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機目的の取引は行わない方針であります。

ニ. ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を基礎とした額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 表示方法の変更にに関する注記

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 3,708百万円 |
| 土地      | 1,917百万円 |
| 計       | 5,626百万円 |

#### ② 担保に係る債務

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 社債（1年以内償還予定額を含む）    | 7百万円     |
| 長期借入金（1年以内返済予定額を含む） | 3,863百万円 |
| 計                   | 3,870百万円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,299百万円

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,785,000株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

| 決 議                       | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日       | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2021年3月30日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 113             | 20              | 2020年12月31日 | 2021年3月31日 |

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決 議 予 定                   | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(百万円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日       | 効 力 発 生 日  |
|---------------------------|-------|-------|-----------------|-----------------|-------------|------------|
| 2022年3月30日<br>定 時 株 主 総 会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 133             | 23              | 2021年12月31日 | 2022年3月31日 |

### (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 240,000株

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループの資金運用については、短期的な預金等、安全性の高い金融資産に限定して運用し、また、資金調達については、必要に応じ銀行借入等により調達しております。

また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクをヘッジする目的で金利スワップを利用しておりますが、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である営業未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である営業未払金は2ヵ月以内の支払期日であります。

また、借入金及び社債は主に設備投資資金の調達を目的としたものであります。

営業債務は流動性リスクに、借入金及び社債は流動性リスク及び金利変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### I 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、各事業部門並びに総務部が主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### II 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、一部については支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化をはかる目的で、金利スワップ取引を実施しております。

ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

##### III 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経営管理部が適時に資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。なお、一部の借入金には財務制限条項が付されております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

2021年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

|                                   | 連結貸借対照表計上額 | 時 価      | 差 額  |
|-----------------------------------|------------|----------|------|
| (1) 現 金 及 び 預 金                   | 3,938百万円   | 3,938百万円 | －百万円 |
| (2) 営 業 未 収 入 金                   | 2,428      |          |      |
| 貸 倒 引 当 金 ( * 1 )                 | △13        |          |      |
|                                   | 2,415      | 2,415    | －    |
| (3) 投 資 有 価 証 券                   | 65         | 65       | －    |
| 資 産 計                             | 6,418      | 6,418    | －    |
| (1) 営 業 未 払 金                     | 1,805      | 1,805    | －    |
| (2) 未 払 法 人 税 等                   | 187        | 187      | －    |
| (3) 社債（1年以内償還予定額<br>を 含 む ）       | 7          | 7        | 0    |
| (4) 長期借入金（1年以内返済<br>予 定 額 を 含 む ） | 5,282      | 5,283    | 1    |
| 負 債 計                             | 7,282      | 7,284    | 1    |
| デリバティブ取引 ( * 2 )                  | (1)        | (1)      | －    |

( \* 1 ) 対象となる貸倒引当金を控除しております。

( \* 2 ) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

## (1) 現金及び預金、(2) 営業未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (3) 投資有価証券

期末の市場価格によっております。なお、市場価格のない株式等については記載しておりません。

## 負債

### (1) 営業未払金、(2) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

### (3) 社債

社債の時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

### (4) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。なお、変動金利による長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象とされているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

## デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価については、取引先金融機関から提示された価格等に基づき、算定しております。

なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理しているため、その時価は、当該借入金の時価に含めて記載しております。

## 2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分       | 連結貸借対照表計上額 |
|-----------|------------|
| 非 上 場 株 式 | 3百万円       |

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、石川県金沢市及びその他の地域において保有している物流センター（土地を含む。）等の一部を賃貸しております。なお、当該不動産の一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

|                        | 連結貸借対照表計上額 | 時 価      |
|------------------------|------------|----------|
| 賃貸等不動産                 | 385百万円     | 353百万円   |
| 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産 | 5,425百万円   | 5,086百万円 |

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末時価は、路線価、固定資産税評価額等の指標に基づいて自社で算定した金額であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                 |         |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額  | 717円29銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 149円31銭 |

## 8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 貸 借 対 照 表

(2021年12月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目                    | 金 額          | 科 目                     | 金 額          |
|------------------------|--------------|-------------------------|--------------|
| <b>(資 産 の 部)</b>       |              | <b>(負 債 の 部)</b>        |              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>931</b>   | <b>流 動 負 債</b>          | <b>1,549</b> |
| 現 金 及 び 預 金            | 433          | 営 業 未 払 金               | 12           |
| 営 業 未 収 入 金            | 134          | 1年内償還予定の社債              | 7            |
| 関係会社短期貸付金              | 81           | 1年内返済予定の長期借入金           | 1,358        |
| そ の 他                  | 324          | 未 払 金                   | 55           |
| 貸 倒 引 当 金              | △41          | 未 払 費 用                 | 57           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>6,880</b> | 未 払 法 人 税 等             | 11           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>5,928</b> | そ の 他                   | 46           |
| 建 物                    | 3,521        | <b>固 定 負 債</b>          | <b>3,969</b> |
| 構 築 物                  | 213          | 長 期 借 入 金               | 3,711        |
| 機 械 及 び 装 置            | 63           | 繰 延 税 金 負 債             | 35           |
| 土 地                    | 2,118        | 関係会社事業損失引当金             | 78           |
| そ の 他                  | 11           | そ の 他                   | 143          |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>31</b>    | <b>負 債 合 計</b>          | <b>5,518</b> |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>920</b>   | <b>(純 資 産 の 部)</b>      |              |
| 投 資 有 価 証 券            | 32           | <b>株 主 資 本</b>          | <b>2,273</b> |
| 関 係 会 社 株 式            | 315          | 資 本 金                   | 661          |
| 関係会社長期貸付金              | 468          | 資 本 剰 余 金               | 630          |
| そ の 他                  | 400          | 資 本 準 備 金               | 630          |
| 貸 倒 引 当 金              | △295         | <b>利 益 剰 余 金</b>        | <b>982</b>   |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>7,811</b> | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 982          |
|                        |              | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金       | 36           |
|                        |              | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 945          |
|                        |              | <b>自 己 株 式</b>          | <b>△0</b>    |
|                        |              | <b>評 価 ・ 換 算 差 額 等</b>  | <b>18</b>    |
|                        |              | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 18           |
|                        |              | <b>純 資 産 合 計</b>        | <b>2,292</b> |
|                        |              | <b>負 債 純 資 産 合 計</b>    | <b>7,811</b> |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 損 益 計 算 書

( 2021年 1 月 1 日から  
2021年12月31日まで )

(単位：百万円)

| 科 目                         | 金 額   |
|-----------------------------|-------|
| 営 業 収 益                     | 1,561 |
| 営 業 原 価                     | 299   |
| 営 業 総 利 益                   | 1,262 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費         | 981   |
| 営 業 利 益                     | 280   |
| 営 業 外 収 益                   |       |
| 受 取 利 息                     | 12    |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額             | 38    |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 戻 入 額 | 37    |
| そ の 他                       | 64    |
|                             | 152   |
| 営 業 外 費 用                   |       |
| 支 払 利 息                     | 28    |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額             | 0     |
| 関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額 | 30    |
| そ の 他                       | 24    |
|                             | 83    |
| 経 常 利 益                     | 349   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益             | 349   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税     | 44    |
| 法 人 税 等 調 整 額               | 0     |
| 当 期 純 利 益                   | 45    |
|                             | 303   |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

( 2021年 1 月 1 日から )  
( 2021年12月31日まで )

(単位：百万円)

|                         | 株 主 資 本 |           |              |                 |                  |         |             |              |
|-------------------------|---------|-----------|--------------|-----------------|------------------|---------|-------------|--------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |              | 利 益 剰 余 金       |                  | 自 己 株 式 | 株主資本<br>合 計 |              |
|                         |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合 計 | その他利益剰余金        |                  |         |             | 利益剰余金<br>合 計 |
|                         |         |           |              | 固定資産圧縮<br>積 立 金 | 繰 越 利 益<br>剰 余 金 |         |             |              |
| 当 期 首 残 高               | 639     | 608       | 608          | 36              | 756              | 792     | －           | 2,040        |
| 当 期 変 動 額               |         |           |              |                 |                  |         |             |              |
| 新 株 の 発 行               | 21      | 21        | 21           |                 |                  |         |             | 43           |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |           |              |                 | △113             | △113    |             | △113         |
| 圧縮積立金の積立て               |         |           |              | 1               | △1               | －       |             | －            |
| 圧縮積立金の取崩し               |         |           |              | △1              | 1                | －       |             | －            |
| 当 期 純 利 益               |         |           |              |                 | 303              | 303     |             | 303          |
| 自己株式の取得                 |         |           |              |                 |                  |         | △0          | △0           |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) |         |           |              |                 |                  |         |             |              |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 21      | 21        | 21           | 0               | 189              | 190     | △0          | 233          |
| 当 期 末 残 高               | 661     | 630       | 630          | 36              | 945              | 982     | △0          | 2,273        |

|                         | 評価・換算差額等                   |                        | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |
| 当 期 首 残 高               | 23                         | 23                     | 2,063     |
| 当 期 変 動 額               |                            |                        |           |
| 新 株 の 発 行               |                            |                        | 43        |
| 剰 余 金 の 配 当             |                            |                        | △113      |
| 圧縮積立金の積立て               |                            |                        | －         |
| 圧縮積立金の取崩し               |                            |                        | －         |
| 当 期 純 利 益               |                            |                        | 303       |
| 自己株式の取得                 |                            |                        | △0        |
| 株主資本以外の項目<br>の当期変動額(純額) | △4                         | △4                     | △4        |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △4                         | △4                     | 229       |
| 当 期 末 残 高               | 18                         | 18                     | 2,292     |

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
  - ・ 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

|        |         |
|--------|---------|
| 建物     | 15年～38年 |
| 構築物    | 10年～15年 |
| 機械及び装置 | 12年～17年 |

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ その他の無形固定資産 定額法によっております。

##### ③ リース資産

- ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う債務保証の履行等の損失に備えるため、当該関係会社の財政状態を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

- |                |                                                          |
|----------------|----------------------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法     | 特例処理の要件を満たしている金利スワップについて、特例処理を採用しております。                  |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象  | ヘッジ手段…金利スワップ<br>ヘッジ対象…借入金                                |
| ③ ヘッジ方針        | 金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしており、投機目的の取引は行わない方針であります。 |
| ④ ヘッジの有効性評価の方法 | 特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、ヘッジの有効性の判定は省略しております。           |

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

|           |                               |
|-----------|-------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------------|

## 2. 表示方法の変更に関する注記

(貸借対照表及び株主資本等変動計算書)

前事業年度において、貸借対照表及び株主資本等変動計算書に表示していた「土地圧縮積立金」及び「建物圧縮積立金」は、当事業年度に固定資産取得に伴う圧縮積立金が新たに発生したことを機に企業間の比較可能性を高めるため、科目を集約して「固定資産圧縮積立金」として表示しております。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

##### ① 担保に供している資産

|     |          |
|-----|----------|
| 建物  | 3,502百万円 |
| 構築物 | 206百万円   |
| 土地  | 1,917百万円 |
| 計   | 5,626百万円 |

##### ② 担保に係る債務

|                     |          |
|---------------------|----------|
| 社債（１年以内償還予定額を含む）    | 7百万円     |
| 長期借入金（１年以内返済予定額を含む） | 3,863百万円 |
| 計                   | 3,870百万円 |

#### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,841百万円

#### (3) 保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し債務保証を行っております。

株式会社横浜ＬＳＰ 78百万円

#### (4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |        |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 288百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 212百万円 |
| ③ 短期金銭債務 | 10百万円  |

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 1,496百万円

販売費及び一般管理費 135百万円

営業取引以外の取引高 32百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 27株

#### 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金 102百万円

関係会社事業損失引当金 24百万円

関係会社株式評価損 52百万円

その他 6百万円

繰延税金資産小計 185百万円

評価性引当額 △185百万円

繰延税金資産合計 0百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 △8百万円

固定資産圧縮積立金 △16百万円

グループ法人税制に基づく資産譲渡益 △11百万円

繰延税金負債合計 △35百万円

繰延税金資産（負債）の純額 △35百万円

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 子会社及び関連会社等

| 種 類   | 会 社 等 の 名 称        | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係                      | 取 引<br>内 容                         | 取引金額<br>(百万円) | 科 目                                                          | 期末残高<br>(百万円) |
|-------|--------------------|---------------------|-------------------------------------------|------------------------------------|---------------|--------------------------------------------------------------|---------------|
| 子 会 社 | 株 式 会 社<br>アクティ    | 所有<br>直接 100%       | 経営指導及び<br>業務受託<br><br>不動産の賃貸<br><br>役員の兼任 | 経営指導及<br>び業務受託<br>(注) 1            | 215           | 営 業<br>未 収 入 金                                               | 19            |
|       |                    |                     |                                           | 不 動 産 の<br>賃 貸<br>(注) 2            | 341           | 営 業<br>未 収 入 金                                               | 31            |
|       |                    |                     |                                           | 債 務 被<br>保 証<br>(注) 3              | 945           | —                                                            | —             |
|       |                    |                     |                                           | リ ー ス 料<br>の 受 取<br>(注) 4          | 25            | リース投資資<br>産 (流動資産<br>そ の 他 )<br>リース投資資<br>産 (固定資産<br>そ の 他 ) | 25<br>50      |
| 子 会 社 | 株 式 会 社<br>コ ラ ビ ス | 所有<br>直接 100%       | 経営指導及び<br>業務受託<br><br>不動産の賃貸<br><br>役員の兼任 | 経 営 指 導<br>及 び<br>業 務 受 託<br>(注) 1 | 242           | 営 業<br>未 収 入 金                                               | 22            |
| 子 会 社 | 株 式 会 社<br>東京アクティ  | 所有<br>直接 100%       | 経営指導及び<br>業務受託<br><br>不動産の賃貸<br><br>役員の兼任 | 経営指導及<br>び業務受託<br>(注) 1            | 156           | 営 業<br>未 収 入 金                                               | 14            |
|       |                    |                     |                                           | 不 動 産 の<br>賃 貸<br>(注) 2            | 183           | 営 業<br>未 収 入 金                                               | 16            |
|       |                    |                     |                                           | 資金の回収                              | 35            | 短期貸付金<br>長期貸付金                                               | 35<br>142     |
|       |                    |                     |                                           | リ ー ス 料<br>の 受 取<br>(注) 4          | 71            | リース投資資<br>産 (流動資産<br>そ の 他 )<br>リース投資資<br>産 (固定資産<br>そ の 他 ) | 65<br>82      |

| 種 類   | 会 社 等 の 名 称          | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合 | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引<br>内 容       | 取引金額<br>(百万円) | 科 目            | 期末残高<br>(百万円) |
|-------|----------------------|---------------------|----------------------|------------------|---------------|----------------|---------------|
| 子 会 社 | 株 式 会 社<br>横 浜 L S P | 所有<br>直接 100%       | 経営指導及び<br>業務受託       | 資金の回収            | 23            | 短期貸付金<br>長期貸付金 | 23<br>234     |
|       |                      |                     | 役員の兼任                | 債 務 保 証<br>(注) 5 | 78            | —              | —             |

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導及び業務受託については、契約条件により決定しております。
2. 不動産の賃貸については、市場価格等を勘案し、価格交渉の上、決定しております。
3. 債務被保証については、銀行からの借入金及び社債に対して債務保証を受けております。
- なお、保証料の支払は行っておりません。
4. リース料の受取については、物件価格等を勘案してリース料を合理的に決定しております。
5. 債務保証については、銀行からの借入金に対して債務保証を行っております。
- なお、保証料の支払は行っておりません。

#### (2) 役員及び個人株主等

| 種 類                 | 会 社 等 の 名 称 | 議決権等の所有<br>(被所有) 割合    | 関 連 当 事 者<br>と の 関 係 | 取 引<br>内 容            | 取引金額<br>(百万円) | 科 目 | 期末残高<br>(百万円) |
|---------------------|-------------|------------------------|----------------------|-----------------------|---------------|-----|---------------|
| 役員及び<br>その<br>近 親 者 | 喜 多 甚 一     | 被所有<br>直接 9%<br>間接 49% | 当社<br>代表取締役          | 新株予約権<br>の 行 使<br>(注) | 11            | —   | —             |

(注) 2016年12月27日の取締役会決議に基づき発行した新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、取引金額には、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に、1株当たりの払込金額を乗じた金額を記載しております。

#### 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 396円31銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 53円27銭

#### 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社ビーイングホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員  
指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鹿 島 高 弘  
公認会計士 森 部 裕 次

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ビーイングホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ビーイングホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年2月24日

株式会社ビーイングホールディングス  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

北陸事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 鹿 島 高 弘

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 森 部 裕 次

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ビーイングホールディングスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第36期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、当社グループの取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程に準拠し、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議その他等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を稟議書等により閲覧し、本社及び子会社の事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社取締役等とも意思疎通及び情報交換を図り、事業報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年3月2日

株式会社ビーイングホールディングス 監査役会

常 勤 監 査 役 山 下 勇 ㊞

常 勤 監 査 役 山 本 克 也 ㊞  
(社外監査役)

社 外 監 査 役 柳 谷 内 健 一 ㊞

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

# 定時株主総会会場ご案内図

|    |      |                                                                              |                     |
|----|------|------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 会場 |      | 石川県地場産業振興センター 本館 3階第5研修室<br>石川県金沢市鞍月2丁目1番地                                   |                     |
| 交通 | タクシー | JR金沢駅金沢港口（西口）から                                                              | 約10分                |
|    | バス   | JR金沢駅西口6番乗り場<br>「工業試験場」行きに乗車「工業試験場」下車<br>または<br>「金沢港クルーズターミナル」行きに乗車「金沢西高校」下車 | JR金沢駅金沢港口（西口）より約20分 |



※駐車場は台数に限りがございますので、公共交通機関をご利用のうえご来場頂けますようお願い申し上げます。